

報告第4号

専決処分事項の報告について（愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月6日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分す
る。

令和4年3月31日

愛西市長 日 永 貴 章



愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1号を次のように改める。

1 次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

別表第3号から第5号まで中「両上肢^し」を「両上肢」に改め、同表第6号及び第7号中「両下肢^し」を「両下肢」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。